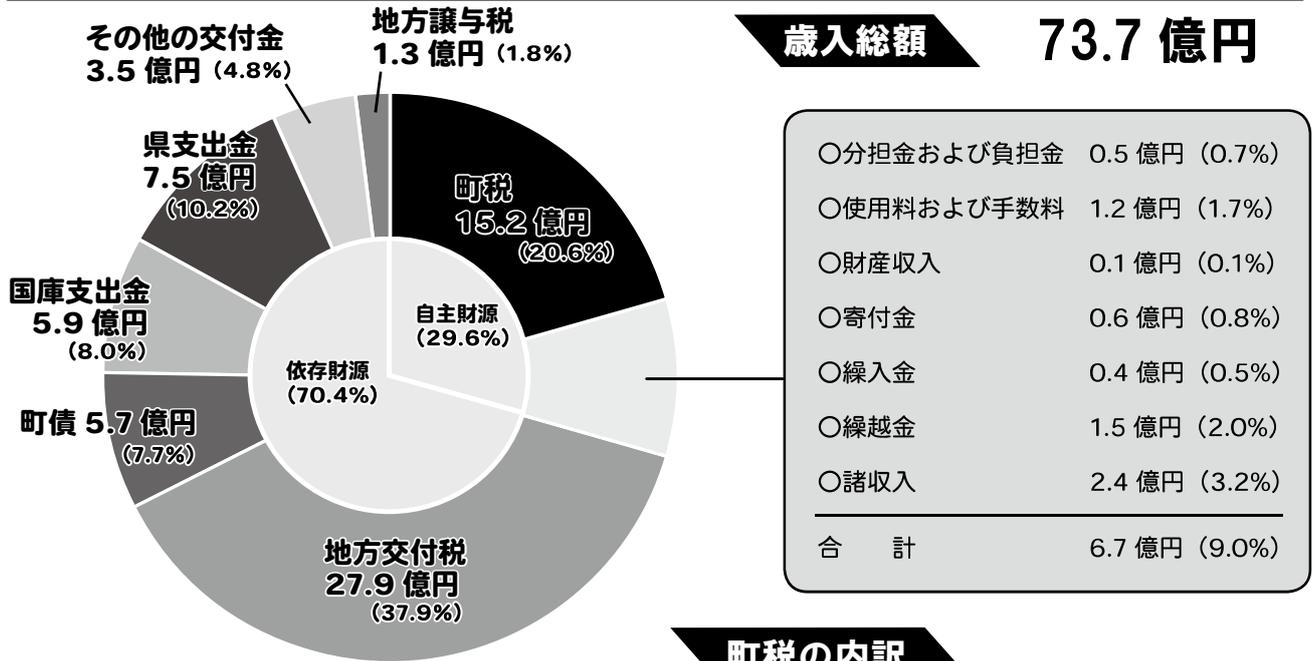


平成 29 年度 一般会計予算の内容

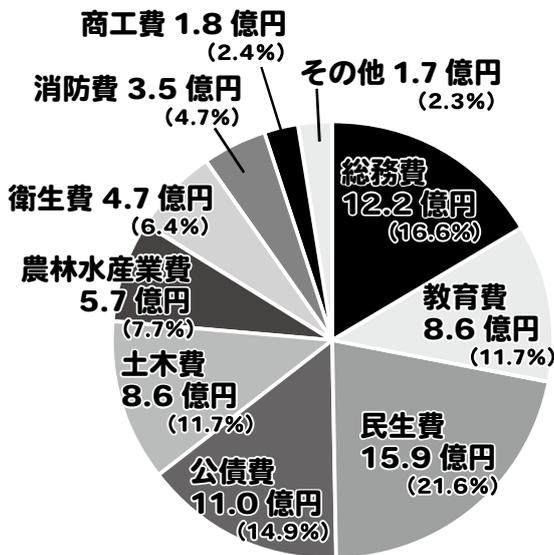
総額 73.7 億円

前年比 0.7 億円増 ↑



歳出総額 73.7 億円

主な内容



土木費
【道路や橋の整備に】

町道改良事業 17,600 千円
町営住宅改修事業 39,109 千円
防雪サブセンター新築事業 204,875 千円

教育費
【学校、社会教育の充実に】

通学通園安全対策事業 71,992 千円

その他内訳

議会費 1.0 億円 (1.4%)
労働費 0.1 億円 (0.1%)
諸支出金 0.3 億円 (0.4%)
予備費 0.3 億円 (0.4%)

総務費
【一般的な事務に】

定住支援事業 10,355 千円
地域づくり推進事業 51,439 千円

民生費
【福祉増進のために】

放課後児童健全育成事業 16,512 千円
私立保育所等施設型給付事業 65,345 千円
子育てふれあい交流センター事業 12,969 千円

農林水産業費
【農林業の振興に】

営農再開支援事業 47,483 千円
ふくしま森林再生事業 35,457 千円
多面的機能支払交付金 143,299 千円

平成 29 年度 特別会計予算の内容

特別会計予算

(小数点第 2 位以下を四捨五入して表示)

会計名	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度比	
国民健康保険	22.8 億円	24.0 億円	-5.0%	
後期高齢者医療	1.8 億円	1.6 億円	12.5%	
介護保険	20.7 億円	19.4 億円	6.7%	
坂下東第一地区土地区画整理事業	2.6 億円	2.8 億円	-7.1%	
下水道事業	4.3 億円	4.2 億円	2.4%	
農業集落排水事業	0.7 億円	0.7 億円	増減なし	
水道事業	収益的収入	5.1 億円	5.2 億円	-1.9%
	収益的支出	5.0 億円	4.7 億円	6.4%

主な内容

【国民健康保険】

国民健康保険（国保）は、疾病、負傷、出産および死亡の場合の保険給付を行う相互扶助の保険制度の一つです。

医療費のうち、自己負担額を除いた大部分を医療機関等へ支払うことのほか、各種保健事業・保健指導や医療費の適正化などにも取り組んでいます。

この財源は、国や県からの交付金などのほか、国保加入者が納める国保税により成り立っています。

【後期高齢者医療】

後期高齢者医療は、75 歳以上の方および一定の障がいのある 65 歳以上 74 歳以下の方で認定を受けた方が

入る医療保険制度です。県内の全市町村がひとつになって財政運営をしています。医療費適正化対策や保健事業の充実に取り組んでいます。

【介護保険】

介護保険は、介護認定者と家族を支援する特別会計です。お年寄りが快適に日常生活を送れるよう、地域の自主性、主体性に基づき地域の特性を生かした包括的地域ケアシステムの構築を図ります。

【坂下東第一地区土地区画整理事業】

本年度の主な事業は、
家屋移転 3 戸 5 棟
整地工事 4718㎡
道路築造（側溝敷設） 1000m
を補償・整備する計画です。

【下水道事業】

本年度の主な事業は、
○中央処理区
・管渠工事 430m
○西処理区
・管渠工事 150m
○東処理区
・管渠工事 70m

【農業集落排水事業】

本年度の主な事業は、窪倉・合川陣が峯城・長井浄化センターの維持管理です。

【水道事業】

本年度の主な事業は
・下水道工事に伴う配水管布設替工事
（新町地内） 150m
（茶屋町地内） 130m
・管路更新計画作成業務委託

平成 28 年度 一般会計

下半期（平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月）の収入および支出の概況

科目	歳 入 (単位：千円)		
	予算現額	下半期収入済現在高	収入済累計額
町 税	1,566,100	666,842	1,582,650
地方譲与税	131,000	61,189	84,763
利子割交付金	2,000	976	1,591
配当割交付金	3,100	2,829	4,418
株式譲渡所得割交付金	800	2,328	2,328
地方消費税交付金	290,000	114,471	269,338
自動車取得税交付金	22,000	9,993	15,424
地方特例交付金	5,965	0	5,965
地方交付税	2,956,005	958,881	2,934,748
交通安全対策特別交付金	2,600	1,141	2,378
分担金及び負担金	58,361	14,930	40,789
使用料及び手数料	123,060	62,947	116,687
国庫支出金	623,338	344,096	508,925
県支出金	797,609	402,024	569,161
財産収入	10,312	3,643	10,095
寄付金	54,459	37,088	56,142
繰入金	25,203	25,203	25,203
繰越金	298,141	0	298,142
諸収入	217,416	129,485	191,045
町 債	631,702	247,002	307,802
合計	7,819,171	3,085,068	7,027,594

科目	歳 出 (単位：千円)		
	予算現額	下半期支出済現在高	支出済累計額
議会費	99,190	45,669	97,937
総務費	1,377,482	730,356	1,279,137
民生費	1,881,639	925,215	1,703,982
衛生費	436,995	155,645	357,253
労働費	8,213	874	8,189
農林水産業費	608,713	331,151	576,773
商工費	176,758	36,460	174,554
土木費	800,675	563,008	697,438
消防費	368,589	111,014	359,033
教育費	891,981	388,271	836,332
災害復旧費	16,053	950	9,440
公債費	1,083,669	545,436	1,083,252
諸支出金	32,945	23,398	32,944
予備費	36,269	0	0
合計	7,819,171	3,857,447	7,216,314

※収入・支出済累計額は、上半期（平成 28 年 4 月から 9 月）を含んでいます。

(単位：千円)

財政調整基金現在残高	123,077
------------	---------

阿賀川の洪水情報（エリアメール）の配信開始について

近年、記録的な豪雨により、全国的に大規模な水害や土砂災害が頻発しており、今後はますます洪水の発生頻度が高まることが予想されています。そのため、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目指して、福島県、国が連携・協力してハード対策とソフト対策を一体となって推進しています。今回この取り組みの一つとして、大規模な洪水が阿賀川で発生した場合には、浸水する危険性の高い地域の皆様の携帯電話やスマートフォンに対して洪水情報の配信を町全域で開始します。従来のTVやラジオ、防災無線等からの情報のほか、この洪水情報を活用していただくことにより、住民の皆様が自ら水害の危険性を察知し、自主的な避難に役立てていただけると考えておりますので、下記のとおりお知らせします。

- 配信開始日 : 5月1日（月）
- 配信エリア : 会津坂下町全域
- 配信する情報 : 阿賀川において河川氾濫の恐れがある（氾濫危険水位を超えた）
情報及び氾濫が発生した情報。

■対象水位観測所

河川名	基準観測所	受持区間	配信先
阿賀川	山科水位観測所 (喜多方市)	左岸:会津坂下町長井地先から喜多方市塩川町会知地先まで 右岸:喜多方市山都町小舟寺地先から喜多方市塩川町会知地先まで	喜多方市、会津坂下町
	宮古水位観測所 (会津坂下町)	左岸:喜多方市塩川町会知地先から会津若松市北会津町蟹川地先まで 右岸:喜多方市塩川町会知地先から会津若松市神指町中四合地先まで	喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
	馬越水位観測所 (会津美里町)	左岸:会津若松市北会津町蟹川地先から会津若松市大戸町上三寄地先まで 右岸:会津若松市神指町中四合地先から会津美里町穂馬地先まで	会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村

■配信内容（例）

<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; background-color: #f0f0f0; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ①河川氾濫の恐れ </div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>【見本】</p> <p>(件名) 河川氾濫のおそれ</p> <p>(本分) 阿賀川で氾濫のおそれ 阿賀川の宮古（会津坂下町） 付近で、水位が上昇し、避難 勧告等の目安となる「氾濫危 険水位」に到達しました。 堤防が壊れるなどにより浸水 のおそれがあります。 防災無線、テレビ等で自治体 の情報を確認し、各自安全確 保を図るなど、適切な防災行 動をとってください。 このメールは会津坂下町域に 配信しています。 (国土交通省)</p> </div>	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; background-color: #f0f0f0; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ②-1 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出 ている時) </div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>【見本】</p> <p>(件名) 河川氾濫発生</p> <p>(本分) 阿賀川で氾濫発生 阿賀川の〇〇市〇〇地先（右 岸、東側）付近で河川の水が 堤防を越えて流れ出ています。 防災無線、テレビ等で自治体 の情報を確認し、各自安全確 保を図るなど、適切な防災行 動をとってください。 このメールは会津坂下町域に 配信しています。 (国土交通省)</p> </div>	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; background-color: #f0f0f0; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ②-2 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢 れ出している時) </div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>【見本】</p> <p>(件名) 河川氾濫発生</p> <p>(本分) 阿賀川で氾濫発生 阿賀川の〇〇市〇〇地先（右 岸、東側）付近で堤防が壊れ、 河川の水が大量に溢れ出して います。 防災無線、テレビ等で自治体 の情報を確認し、各自安全確 保を図るなど、適切な防災行 動をとってください。 このメールは会津坂下町域に 配信しています。 (国土交通省)</p> </div>
---	--	---

■留意事項

- 基地局の関係により、配信エリア近郊の方にも届くことがあります。
- 携帯電話等端末の電源が入っていない場合や、電波状況の悪い所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。
- ご利用の機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。

【問い合わせ先】 国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所管理課
総務課 危機管理班

☎ 26-6487
☎ 84-1533

お持ちの「空き家」

もう一度活用してみませんか？

現在、町内に300軒を超える空き家が確認されていますが、利活用可能な空き家は、見方を変えれば、優良な地域資源の一つです。人が住まなくなると老朽化が早まりますし、野生動物のすみかや犯罪の温床となることも心配されています。危険な空き家となる前に、ぜひ利活用をご検討ください。

空き家バンク

町では、所有者が「売りたい」「貸したい」とお考えの

「空き家物件の情報」を、ホームページで広く紹介する

「空き家バンク」を運用しています。町内における空き家など

の所有者で利活用されたい方から、売買または賃貸を希望する申請を受けた情報を、町へ移住を希望する方や町内で住宅を探している方へ仲介※1を行います。

詳しくは「会津坂下町空き家バンク」で検索いただくか、役場 政策財務課 政策企画班までご連絡ください。

(※1 仲介は、町と協定を締結している協力事業者（町内の不動産業者）が行います。)

空き家バンク URL : <http://www.town.aizubange.fukushima.jp/site/akiya-bank/>



空き家内家財道具等処分費用補助金

町では、空き家バンク登録物件と認められた空き家内に残存する家財道具について、処分または搬出にかかる費用の一部を10万円を上限に補助しています。家財道具等が原因で空き家の活用を踏みとどまっている方がいらっしゃいましたら併せてご利用ください。

お試し居住用住居の整備について

平成28年度より町内の空き家を活用し、整備を進めていました「お試し居住用の住居」が完成し、4月より運用を開始しています。この住宅は町へ移住を検討されている方が、町内の環境や雰囲気、日常生活の状況を実際に体験できるよう、一定期間滞在できる施設となっています。みなさまの周りで移住をお考えの方がいらっしゃいましたら、ぜひ本施設についてご紹介ください。

町では今後も移住の促進や地域間交流の推進、人口増加を目指しますので、ご協力をお願いします。



お試し居住用住居 HP :

<http://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/2/6157.html>

▶お試し居住用
住居 HP
QR コード



■構造

木造平屋建 99.17 m²

4DK (和室3・洋室1・DK・風呂・トイレ (洗浄便座付簡易水洗))

■利用対象者 (下記の項目に該当する方)

○町外にお住まいで、当町への移住や二地域居住をお考えの方

○成人の個人で利用する方、または代表者が成人の原則5人以内の団体

※転勤による転入予定の方などは利用できません。

■利用期間 原則として2日以上30日以内

■利用協力金 1日900円 (光熱水費相当分として)

■利用申込

原則として利用7日前までに、書類にて政策財務課 政策企画班へ申請

【問い合わせ先】

政策財務課 政策企画班

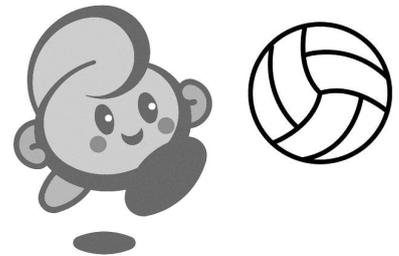
☎ 84-1504

5月24日（水）は「バンビィデー」です！

バンビィデーのテーマ：健康づくりはこの日から！運動習慣を身につけよう！

バンビィデーは、イベントを通じて町民が日常的にスポーツや健康づくりに取り組むための「きっかけ」づくりを目的に開催します。

今回からより多くの方にバンビィデーに参加していただくために、バンビィデーのメイン開催日を5月24日（水）とし、24日（水）から月末の31日（水）までをバンビィスポーツウィークとして開催します。



平成 29 年度目標値
参加率 40%

バンビィデー当日の取り組み方（例）

- 行政区型バンビィデー：クリーンウォーキング・ラジオ体操
集会所や自治会館に集合！ご近所さんと楽しく運動！
- 企業・団体型バンビィデー：クリーンウォーキング・エアロビクス（講師派遣有り）
従業員・職員の皆様の健康づくりや福利厚生事業も支援します！
- クラブ種目型バンビィデー：太極拳・スポーツ民踊・スーパーマルコ体操
いつでも・どこでも・だれでも！好みに合った種目にぜひご参加ください！
- 個人参加型バンビィデー：ニュースポーツ体験
簡単、楽しい！健康づくりへの興味・関心を高めます！
- チャレンジ型バンビィデー：玉入れ（3人以上30個のタイムレース）
チームを組んで勝負！みんなでチャレンジ！ ※用具をお持ちします！ご依頼ください！

参加報告

- 地区で取り組む場合 … 区長、自治会長さんに人数等を取りまとめていただき、中央公民館またはコミュニティセンターの回収ボックスに投函
- 体育施設で取り組む場合 … 施設ごとに報告用紙に必要事項を記入し、設置してある回収ボックスに投函
- 学校・企業・団体・個人で取り組む場合 … 報告用紙に必要事項を記入し、中央公民館まで報告（FAX等）
※報告用紙は各地区コミュニティーセンターにも用意します。

平成 28 年度参加例



玉入れタイムレース



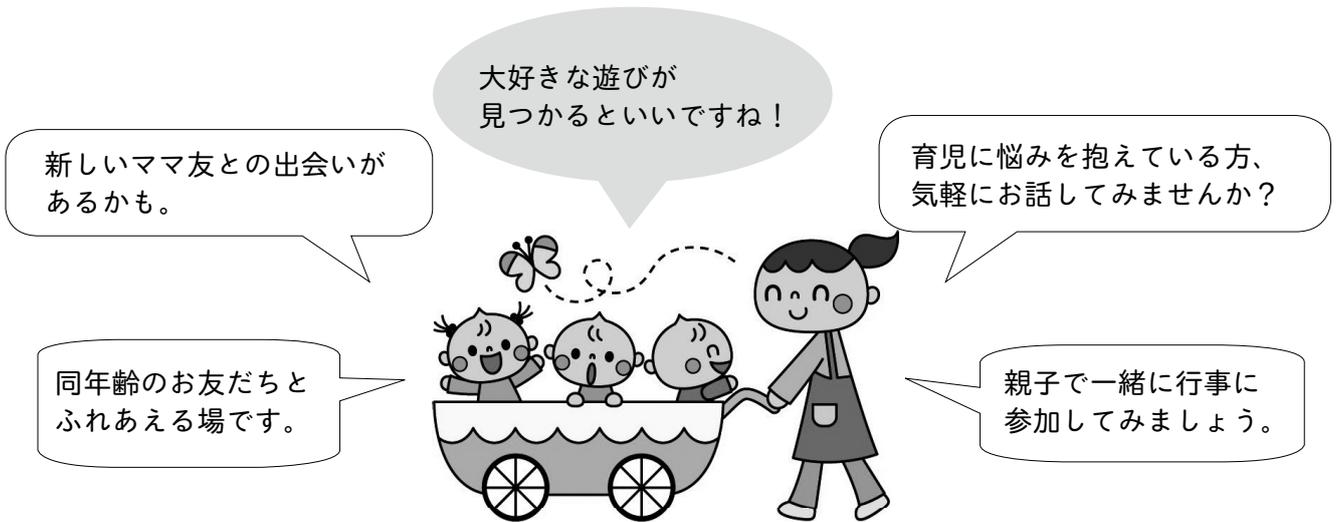
ラジオ体操



ウォーキング

【問い合わせ先】 教育課 社会文化班（中央公民館） ☎ 83-3010 FAX 83-4498
NPO法人スポーツクラブバンビィ（町民体育館内） ☎ 83-2301 FAX 83-2301

保育所に遊びにきませんか？



- ♥持ち物
- ♥日 程

飲み物・着替え・オムツ
受付：午前9時～



名簿・お渡しする名札に名前を記入しましょう。
受付が終わったら、保育所のお友だちと一緒に遊びましょう。
午前10時～10時30分
行事に参加しましょう！

月	日	内 容
第1回	6月7日(水)	【自由遊び】 気に入ったお部屋で好きな遊びを楽しみましょう。
第2回	7月7日(金)	【七夕まつり会】 うたを歌ったり、お話をきいたり七夕まつり会に参加しましょう。
第3回	8月5日(土)	【水遊び】 所庭で夏の遊びを思いきり楽しみましょう。
第4回	11月11日(土)	【絵本読み聞かせ・わらべうた】 お友だちと一緒に絵本を見たり、わらべうたを歌ったりして遊びましょう。
第5回	12月22日(金)	【お楽しみ会】※要事前申し込み クリスマスのうたを歌って楽しく参加しましょう。 サンタさんにも会えるかな？
第6回	1月27日(土)	【自由遊び】 好きなお部屋で好きな遊びを楽しみましょう。
第7回	2月14日(水)	【自由遊び】 木の実シアターさんの楽しいお話を聴いたり、一緒に体を動かしたりして遊びましょう。



【問い合わせ先】 ばんげ保育所 ☎ 83-3202

介護 だより

特別養護老人ホームって どんな施設？

特別養護老人ホーム「ラスール坂下」が5月開所予定であることから、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）がどんな施設か、Q&A形式でご紹介します。

Q1. 町には特別養護老人ホームはいくつあるの？



町には次の2つの施設があります。

- ①特別養護老人ホーム 会津寿楽荘
- ②特別養護老人ホーム ラスール坂下（平成29年5月開所予定）



Q2. 特別養護老人ホームはどんな人が入れるの？

【入所条件】要介護3以上の被保険者（新規入所者）の方です。

※要介護1・2の被保険者も、やむを得ない事由があり、自宅において日常生活を営むことが困難な場合などは、特例的に入所が認められます。

Q3. 申し込みはどのようにすればいいの？



申し込みは、基本的にはサービスを受ける本人または家族が施設に直接申し込みます。なお、申し込む前に保険年金班まで事前にご連絡ください。

○申し込みに必要なもの

- ①介護保険被保険者証、②印鑑、③現在利用されている介護保険サービスの利用表明細書
- ※施設によっては、その他必要なものがありますので、ご確認ください。



Q4. 入所の順番はどのように決まるの？

厚生労働省から出された指針を基準として、「介護の必要性の高さ」と「家族の状況」等により各施設が判断します。

Q5. 特別養護老人ホームと介護老人保健施設（なごみ等）の違いはなに？



【特別養護老人ホーム】常時介護を必要とし、自宅での介護が困難な要介護者が入所します。終身介護となりますが、病院への長期入院（3ヶ月以上）等の理由により退所になる場合があります。

【介護老人保健施設】自宅で生活ができるようになることを目指して、リハビリ等を行う施設です。約3ヶ月に一度定期的に、自宅に戻れるかどうか検討します。



Q6. 食事と居住費に減免措置があると聞きますが、どのような人が対象になるの？

【対象者】市町村民税世帯非課税の被保険者の方です。

※ただし、次の場合は対象外となります。

- ①配偶者が市区町村民税を課税されている場合
- ②預貯金等の金額が次の基準を超える場合
配偶者がいる方：合計2,000万円
配偶者がいない方：1,000万円

市町村民税世帯非課税とは

世帯員全員が、住民税を支払う義務がない世帯です。

【問い合わせ先】生活課 保険年金班（⑤窓口） ☎ 84-1513



人間ドック〔日帰り・一泊 (+脳検診)〕受診者募集!

健康で長く自立した生活を送るには、病気になりにくい生活習慣を心掛けることはもちろん、定期的な検査で自分の健康状態を知ることも大切です。人間ドックでは、通院だけでは分からない検査項目も含まれており、自覚症状のない病気の発症予防や早期発見のほか、持病の重症化を防ぐことなどにもつながられます。以下のとおり実施しますので、この機会を逃さずぜひお申し込みください。

1. 対象者 会津坂下町国民健康保険に加入している 40 歳～ 74 歳の方
(昭和 18 年 4 月 1 日～昭和 52 年 3 月 31 日生まれの方)
※「前年度に受診した方」「国民健康保険税の滞納がある方」は受診不可
2. 実施医療機関 坂下厚生総合病院
3. 実施期間 6 月～翌年 1 月 (実施医療機関の指定日の中から希望日を先着順に選択)
4. 募集定員 日帰りドック 20 名程度
1 泊ドック (+脳検診) 70 名程度
※ ペースメーカーや人工内耳を使用している方は、脳検診の受診不可
5. 自己負担額 日帰りドック 10,000 円
一泊ドック 15,000 円
一泊ドック+脳検診 22,000 円
※ 事前に送られる納付書で期限までに納入してください。

《お申し込み》

- 期 間 5 月 9 日 (火)～5 月 15 日 (月) ※定員になり次第締め切ります。
- 時 間 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時
- 場 所 町役場 生活課 保険年金班 (1 階西側)
- 方 法 町役場に備え付けの「申込書」に希望日ほか必要事項を記入して提出
※郵送・電話での申し込みや 1 人で複数の申し込みは承っておりません。
- 留意事項 ① 1 世帯につき 1 人とします。
② 人間ドックを受ける方は、本年度中に町の健診を受ける必要はありません。
(検査項目が重複するため)

税の滞納は、大多数の善良な納税者の信頼に背くこと。未納分は早めに完納を!

「“税”は…全ての公課その他の債権に優先して徴収する。」と地方税法に規定されています。これは、税金の納入は借金の返済やその他の支払いなどより優先されるということです。

滞納があれば、延滞金が生じることがあるほか、保険証が交付されなかったり、一部給付が制限されたり、給与や財産の差し押さえを受ける可能性がございますのでご注意ください。

【問い合わせ先】生活課 保険年金班 (④窓口) ☎ 84-1501